

本年度は平均で一人当たり1483円の増、一世帯当たり576円の減 国保税の税率が変わります

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。町では、国保税の負担軽減のため、基金（預金）から国保会計に減税財源を繰り入れ、運営しています。今月号では、国民健康保険制度と本年度の国保税率改定についてお知らせします。

国民健康保険とは

国民健康保険は、加入する皆さんが病気やけがをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

町と県が協力して運営

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、

現在は、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者になり、協力して運営を担い、安定的な財政運営と効率的な事業を行っています。（図表1を参照）

県の役割

県は、市町村からの国保事業費納付金（以下、納付金）や国の補助金等を財源として保険給付に必要な費用を

各市町村に交付します。また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担っています。

町の役割

町は、被保険者証（以下、保険証）の交付事務や保険給付などの申請・届出の受付、国保税の課税・徴収、特定健診などの保健事業を行っています。また、国保税などを財源に県へ納付金を納付します。

税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」、②国全体の後期高齢者医療制度の医療費の状

況によって決める「後期高齢者支援金分」、③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護保険分」の3つの区分で必要額を算定し、税率を決定します。国保税必要額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して決定する納付金などの歳出総額から、国が市町村に交付する補助金などを差し引いた金額となります。また、税額は、3つの区分ごとに所得割・均等割・平等割（世帯）割の3方式で算定されます。

本年度の税率と税額

納付金や保健事業費等の支出費用から、国保税の必要額を算出して税率を算定します。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価

日頃から「健康」を意識

町では、疾病の早期発見・早期治療に向け、各種健（検）診を実施しています。国保の特定健診は、1年に1回9千円相当の検査を無料で受けられ、自身の体の状態が確認できるチャンスです。また、生活習慣全般に対する健康意識の向上と健康づくりのため、家庭での血圧測定の習慣化と「健康ポイント手帳」の取り組みを推進しているほか、本年度より人間ドック助成事業に取り組んでいます。

町民税務課 税務係 ☎45-4532



〈問い合わせ先〉

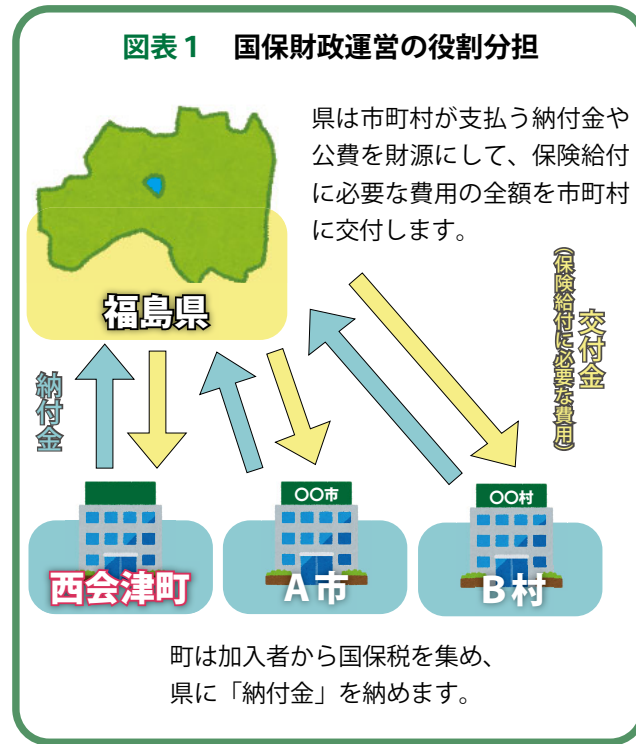
●国保税について

町民税務課 税務係 ☎45-2212

●保険証について

健康増進課 国保係 ☎45-4532

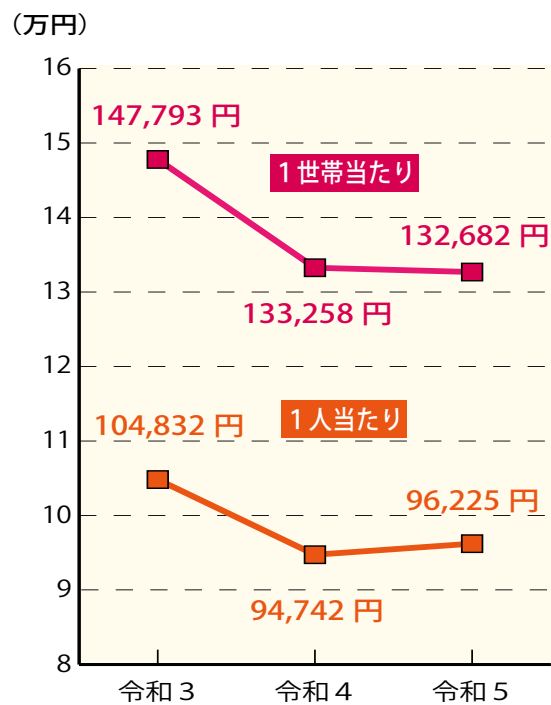
図表1 国保財政運営の役割分担



図表2 令和5年度の税率と税額

区分	説明	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	6.62% (-0.04%)	3.18% (+0.21%)	2.90% (+0.25%)	49% (±0%)
均等割	国保加入者1人当たりの負担額	19,600円 (-800円)	9,400円 (+200円)	11,400円 (+800円)	35% (±0%)
平等割	1世帯当たりの負担額	13,800円 (-1,400円)	6,400円 (+200円)	5,800円 (+600円)	16% (±0%)

グラフ1 町の平均負担額の推移



保険証の更新と返却

毎年8月に国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証が更新されます。新しい保険証は、7月下旬までに、国保は世帯主、後期高齢者医療は本人宛てに郵便で送付されます。

有効期限の過ぎた保険証は、町役場健康増進課・奥川支所・新郷連絡所に返却するか、個人情報に留意の上で裁断などにより確実に破棄してください。

マイナンバーカードとの一体化

令和6年の秋には健康保険証が廃止されます。廃止された後は、健康保険証と一体化されたマイナンバーカードを使用することになります。なお、健康保険証が廃止された後でも、有効期限が切れていない保険証については、そのまま有効なものとして医療機関などの窓口で使用できます。

